● 死亡弔慰金

<table>
<tr><th colspan="3">給　付　事　由</th><th>金　額</th><th>添　付　書　類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">本人</td><td rowspan="3">会員が死亡したとき

○受取人の範囲及び順位は次のとおりです。

(1) 配　偶　者
(2) 会員と同一生計の子・父母
(3) 会員と同一生計の配偶者の子・父母</td><td>交　通　事　故</td><td>200,000 円</td><td rowspan="2">次のすべての書類
①医師の死亡診断書又は死体検案書（写しも可）
②会員と共済金受取人との続柄がわかる戸籍謄本等（写しも可）
③交通事故又は不慮の事故である証明書（写しも可）
交通事故の場合
④会員死亡時の全部事項証明書
⑤同意書兼委任状（保険金受取人が配偶者以外の場合のみ。書類は事務局にございます）
※退会届も提出してください。</td></tr>
<tr><td>不慮の事故（注１）</td><td>100,000 円</td></tr>
<tr><td>その他の原因（注２）</td><td>100,000 円</td><td>次のすべての書類
①医師の死亡診断書又は死体検案書（写しも可）
②会員と共済金受取人との続柄がわかる戸籍謄本等（写しも可）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家族</td><td>配偶者</td><td colspan="2">会員の法律上婚姻関係のある配偶者が死亡したとき</td><td>20,000 円</td><td>死亡事項及び夫婦関係のわかる戸籍謄本等（写しも可）</td></tr>
<tr><td>子</td><td colspan="2">会員と同一生計にある子（実子・養子・継子及びそれぞれの配偶者）が死亡したとき
※妊娠７か月以上の死産を含む</td><td>10,000 円</td><td>死亡事項及び親子関係のわかる戸籍謄本等（写しも可）
※死産の場合は、死胎埋火葬許可書の写し</td></tr>
<tr><td>親</td><td colspan="2">会員及び配偶者の親（実・養・継父母）が死亡したとき</td><td>5,000 円</td><td>次のすべての書類
①医師の死亡診断書又は死体検案書（写しも可）
②親子関係のわかる戸籍謄本等（写しも可）

※戸籍謄本で死亡事項と親子関係がわかるときは、①は省略できる。</td></tr>
</table>

（注１）・不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
（注２）・会員資格取得後１年以内の自死、犯罪行為や故意、または重大な過失により事由が発生した場合は対象となりません。

※ 家族の方の死亡の場合、死亡診断書や死亡届の写しを提出していただく場合もあります。
※ 給付認定は、（財）全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）の規程に基づきます。

添付書類については、上記以外にも提出していただく場合があります。